

平成19年7月19日

総務省総合通信基盤局電波部  
電波政策課電波利用料企画室 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) ひーびーかぶしきがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

電波利用料制度に関する研究会報告書(案)について別紙1(要旨)、別紙2(本文)のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社

電話番号

電子メール

## 意見書（要旨）

- 1 . 3GHz 以下の帯域の細分化については、平成 20～22 年度電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも明確に記述すべきである。
  - ( 1 ) 電波の経済的価値を反映させ、「3GHz 以下の帯域」においても、800MHz は 1.7GHz 及び 2GHz に比べ更に逼迫しているため、細分化して個別に取り扱うべきである。
  - ( 2 ) 平成 20～22 年度電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも明確に記述すべきである。
  
- 2 . a 群に係る費用の公共性については、携帯電話事業者も放送事業者も差はなく、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは適当ではない。また、時期的な事情は勘案するべきではない。
  
- 3 . アナログ周波数変更対策業務は a 群で算定するべきである。
  
- 4 . 電波利用共益費用は拡大傾向にあるが、必要性をよく検討した上で内容を見直し縮小を図るべきである。
  
- 5 . 国等の無線局における「真に高い公共性」の定義は明確ではなく、本当に「真に高い公共性」を有しているのであれば国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきである。
  
- 6 . 免許不要局が電波利用共益事務費用を負担するのは適当ではない。

## 意見書

1 .3GHz 以下の帯域の細分化については、平成 20～22 年度電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも明確に記述するべきである。

(修正前)

第 5 章 電波利用料の料額の在り方

第 1 節 基本的な考え方 (P39)

a 群に係る費用の帯域配分 (第 1 段階) では、3GHz 以下と 3～6GHz とで 3 対 1 に配分されている。これについては、周波数の逼迫度合い等、経済的価値を勘案する上で、現行のやり方が十分適切か、あらためて検証する必要がある。

(修正案)

第 5 章 電波利用料の料額の在り方

第 2 節 基本的な考え方 (P39)

a 群に係る費用の帯域配分 (第 1 段階) では、3GHz 以下と 3～6GHz とで 3 対 1 に配分されている。これについては、周波数の逼迫度合い等、経済的価値を勘案した上で、現行のやり方が十分適切か、あらためて検証 3GHz 以下の帯域を細分化することを平成 20～22 年度電波利用料見直しに間に合うように早急に検証し、実施する必要がある。

(1) 電波の経済的価値を反映させ、「3GHz 以下の帯域」においても、800MHz は 1.7GHz 及び 2GHz に比べ更に逼迫しているため、細分化して個別に取り扱うべきである。

従来、電波利用料の料額に電波の経済的価値を反映させるため、使用する電波の逼迫状況に応じ、地域特性に関する「逼迫地域」と電波特性に関する「逼迫帯域」の 2 つの逼迫を勘案していました。

逼迫地域については、従来「地域特性の勘案に当たっては、人口密度や基地局密度等を勘案し、全国を 4 つの地域に区分」(平成 17 年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針 P18) とされ、今回の報告書 (案) にも従来の考え方が踏襲 (報告書 (案) P46) されています。

今回の報告書 (案) の逼迫の定義として提案のあった地域特性も勘案の要素ではありますが、全国でサービス提供を行っている事業者にとっては電波特性による勘案の方が意味は大きいと考えます。

逼迫帯域については、従来「現実に『使い勝手がよい帯域』として、ほとんどの無線局が使用しており、新規サービスの参入が困難な状況にある。」(平成17年度電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針 P5)とされていました。

一方、平成16年の携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会に参加した新規事業者を含めたほとんどの事業者は、800MHzが1.7GHz及び2GHzに比べ電波特性が優位である(「携帯電話用周波数の利用拡大に関する検討会(第2回)議事要旨」と述べており、800MHzは『使い勝手がよい帯域』として認められたと考えます。同年12月、ソフトバンクBB株式会社から、携帯電話の基地局及び陸上移動局に係る800MHzの免許申請がなされ、それに対して電波法第7条及び電波法関係審査基準の規定に基づき審査がされました。その結果、周波数の割当て可能性がない等の理由から、電波法第7条第1項第2号及び第3号の規定に適合していないものとされ、ソフトバンクBB株式会社は新規参入が出来ませんでした。その後、1.7GHz及び2GHzにおいては、新規参入を希望した事業者はすべて参入可能となりました。

このように、従来の考え方、並びに現実に他社2社には割り当てられたにも関わらず周波数の割当て可能性がない等の理由から、新規参入が出来なかった事実を踏まえれば、800MHzは1.7GHz及び2GHzに比べ逼迫した状態にあると考えます。従って、電波の経済的価値を反映させ、「3GHz以下の帯域」においても、800MHzは1.7GHz及び2GHzに比べ更に逼迫しているため、細分化して個別に取り扱うべきであると考えます。

(2)平成20～22年度電波利用料の見直しに間に合うよう早急に検証し実施することを本報告書にも明確に記述すべきである。

「a群」に係る費用の帯域配分について、今回の電波利用料制度に関する研究会では結論まで至っておらず、あらためて検証する必要があるとされていますが、検討時期が不明です。早急に平成20～22年度電波利用料の見直しに間に合うよう検証し実施することを本報告書にも明確に記述すべきであると考えます。

2. a群に係る費用の公共性については、携帯電話事業者も放送事業者も差はなく、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは適当ではない。また、時期的な事情は勘案するべきではない。

(修正前)

第5章 電波利用料の料額の在り方

第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し(P41)

a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて分配するべきである。例えば、携帯電話事業者は266MHz(携帯電話からの上り

周波数、基地局からの下り周波数の合算)、テレビジョン放送事業者は、370MHz(放送局からの下り周波数のみでの数値)を使用しているため、これらの幅に応じた配分が行われる必要がある。

また、負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情を踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当であるが、これは使用周波数帯域幅とは別の要素として明確な形で行う必要がある。

(修正案)

#### 第5章 電波利用料の料額の在り方

#### 第2節 テレビジョン放送の電波利用料の見直し(P41)

a群に係る費用については、通信であろうと放送であろうと、原則として、使用周波数帯域幅に応じて分配するべきである。例えば、携帯電話事業者は266MHz(携帯電話からの上り周波数、基地局からの下り周波数の合算)、テレビジョン放送事業者は、370MHz(放送局からの下り周波数のみでの数値)を使用しているため、これらの幅に応じた配分が行われる必要がある。

また、負担額の算定に当たっては、現在のラジオ局等の扱いを踏まえ、公共性等を勘案することは必要と考えられ、その際には時期的な事情を踏まえ中期的な視点を加味して考えていくことが適当であるが、これは使用周波数帯域幅とは別の要素として明確な形で行う必要がある。テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは不適当であるため、使用周波数帯域幅に応じて分配することが適当である。

使用周波数帯域幅とは別に公共性等を勘案することについては、適当ではないと考えます。報告書(案)記載「放送事業者から、テレビジョン放送については公共性を勘案すべきとの意見が出されたが、これに対しては、公共性については携帯事業者も放送事業者も大差はなく、基本的には電波を利用する無線局はすべて公共的であり、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いはできないとの指摘もなされた」(報告書(案)P41)ように、携帯電話においても緊急通報等非常災害時のライフラインの役割を果たし公共性を有していることから、必ずしも放送だけが公共性があるとは言えないと考えます。現在、携帯電話事業者は公共性が勘案されておらず、一方で放送事業者において算定帯域幅は公共性等が勘案され使用周波数帯域幅の約1/60となっておりますが、原則に則れば携帯電話事業者もラジオ局等を含めた放送事業者も公共性等を勘案するべきではないと考えます。

また、「時期的な事情」を踏まえ中期的な視点を加味する考え方は、具体的に明示されておらず、かつ、定義が明確ではなく曖昧であると考えます。

従って、a群に係る費用の公共性については、携帯電話事業者も放送事業者も差はなく、テレビジョン放送だけをより公共的で特別な扱いをすることは適当ではないと考えます。また、時期的な事情は勘案するべきではないと考えます。

3．アナログ周波数変更対策業務は a 群で算定すべきである。

(修正前)

第 5 章 電波利用料の料額の在り方  
第 1 節 基本的な考え方 (P38)

アナログ周波数変更対策業務については、特定の逼迫帯域の経済的価値を向上させるものとする考え方を探ることが可能かどうかを考慮して、a 群、b 群どちらに入れるべきか検討する必要がある。

(修正案)

第 5 章 電波利用料の料額の在り方  
第 1 節 基本的な考え方 (P38)

アナログ周波数変更対策業務については、特定の逼迫帯域の経済的価値を向上させるものとする考え方を探ることが可能かどうかを考慮して、a 群、b 群どちらに入れるべきか検討するであると考えられるため、a 群に入れる必要がある。

アナログ周波数変更対策業務は、電波資源の拡大のための施策であり、電波利用料制度に関する研究会第 5 回参考資料では「具体的な用途内容によって、無線局が逼迫帯域にあっても安定かつ良好な電波利用環境を維持できることに寄与する度合いが相対的に大きければ、逼迫帯域の使用に係る経済的な価値がさらに高まることとなり、同用途を a 群に分類し、逼迫帯域を使用する無線局で負担する」(第 5 回研究会・参考資料 2「次期電波利用料の負担の原則(案)」)とあるように、a 群で算定するべきであると考えます。

4．電波利用共益費用は拡大傾向にあるが、必要性をよく検討した上で内容を見直し縮小を図るべきである。

(修正前)

第 4 章 電波利用料の用途の在り方  
第 1 節 基本的な考え方 (P27)

用途の追加に際しては、現行の用途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある。

(修正案)

第4章 電波利用料の使途の在り方

第1節 基本的な考え方 (P27)

使途の追加に際しては、現行の使途の必要性、有効性、効率性を確認しつつ、電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはない必要性をよく検討した上で内容を見直すよう留意し、予算規模が適正となるよう配慮する必要がある。

「使途の追加に際しては、(中略)電波利用共益費用の総額が現状を大きく上回ることはないよう留意し」とありますが、平成17～19年度の電波利用共益費用と比べて、今回見直される平成20～22年度の総額は年平均約150億円増額となっており、拡大傾向にあります。使途は電波利用料制度に関する研究会第2回議事要旨にあるように「(電波利用共益費用の適正な使途とは)電波監視が典型である。これに対して、プラスアルファ的な受益をもたらす新しい使途については、利用料の使用に一定の歯止めがあることを理解すべきである」(第2回研究会議事要旨P1・構成員意見)と述べられているように、必要性をよく検討した上で内容を見直し縮小を図るべきであると考えます。

5. 国等の無線局における「真に高い公共性」の定義は明確ではなく、本当に「真に高い公共性」を有しているのであれば国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきである。

(修正前)

第5章 電波利用料の料額の在り方

第3節 国等の無線局の電波利用料負担 (P44)

国等の無線局についても、電波利用共益事務からの受益はある訳なので、電波利用料の負担が原則として行われるべきと考えられる。

ただし、国等について、他の無線局とは異なる要素があるのであれば、これについて考慮すべきなのかも知れない。(略)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)においても指摘されているように、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」については、一定の配慮をすることは適切を欠くものではないと考えられる。

(修正案)

第5章 電波利用料の料額の在り方

第3節 国等の無線局の電波利用料負担 (P44)

国等の無線局についても、電波利用共益事務からの受益はある訳なので、電波利用料の負担が原則として行われるべきと考えられる。

ただし、国等について、他の無線局とは異なる要素があるのであれば、これについて考慮すべきなのかも知れない。(略)

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)においても指摘されているように、「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要」については、一定の配慮をすることは適切を欠くものではない国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきであると考えられる。

「真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合」は減免の対象とされていますが、具体例として「非常時の国民の安全・安心を直接の目的とした無線局」とされているのみで、「真に高い公共性」の定義は明確ではないと考えます。

また、本当に「真に高い公共性」を有しているのであればその電波利用に関わる費用である電波利用料は、結果的に他の電波利用者の負担となる「減免」という方法ではなく国庫による負担を行い、かつ他の予算と電波利用料が区別できるように、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきであると考えます。そのようにすることにより、「真に高い公共性」の事業を政府で行うべきものかその他の主体に委ねるべきものであるかの検討にも資することができるものと考えます。

このように、国等の無線局における「真に高い公共性」の定義は明確ではなく、本当に「真に高い公共性」を有しているのであれば国庫による電波利用料の負担を行い、その部分を「公共性のコスト」として明確化すべきであると考えます。

## 6. 免許不要局が電波利用共益事務費用を負担するのは適当ではない。

(修正前)

### 第5章 電波利用料の料額の在り方

#### 第4節 免許不要局の電波利用料負担(P46)

電波利用共益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則と考えられる。

周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担について検討していくことが必要である。

しかしながら、これについては、徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していくことが必要と考えられる。



( 修正案 )

第 5 章 電波利用料の料額の在り方

第 4 節 免許不要局の電波利用料負担 ( P46 )

~~電波利用共益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則と考えられる。~~

~~周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担について検討していくことが必要である。~~

~~しかしながら、これについては、徴収方法、負担額に対する徴収コストについて等、なお検討を要する事項も多く、引き続き検討していくことが必要と考えられる。~~

免許不要局は、発する電波が低出力で伝播範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどないため、電波利用共益事務は非徴収とすべき。

また、現行の免許不要局の代表例である小電力無線 LAN が使用している 2.4GHz 帯は、識別信号無しに電磁波を発射する電子レンジや ISM 機器等が混在する、いわば「保護されないバンド」である。このように、周波数帯の品質が保証されず、周波数帯に対する排他的権利も有していないことを考えると徴収は適当ではない。

「電波利用共益事務が無線局全体の受益となるものであることを考えると、免許不要局であっても、その費用負担に応じるべきことが原則と考えられる」とありますが、2.4GHz ISM バンド等無線 LAN の免許不要局は、電波干渉上保護されず品質が保証されないものであり、安定的な電波利用が期待されるものではないと考えます。また、今後考慮される徴収方法、負担額に対する徴収コスト等についても免許不要局の数を考慮すると実現化は容易ではないと考えるので、免許不要局が電波利用共益事務費用を負担するのは適当ではないと考えます。

以上